
前提条件の整理

前提条件の整理

1. 都市を取り巻く時代潮流の整理

人口減少・超高齢社会の到来

2005年に日本の人口は初めて減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、今後一貫して減少基調となることが見込まれています。また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）が増加するため、高齢化率は2050年には約40%程度まで上昇することが予測されています。

このような今後の人口減少・超高齢社会の到来に伴う年少人口及び生産年齢人口の減少により、現在の財政状況が一層厳しい状況に陥ることも予想されます。

産業構造の変化

経済のグローバル化（国境や人種を超えて、資本や労働力の移動、商品・サービスの取引、投資等が増大することによる、全世界的（グローバル）な結びつきが深まること）や技術革新の急速な進展による産業構造の変化とともに、人口減少による市場競争の激化や産業の空洞化が懸念されています。

環境との共生

近年、CO₂の排出等による地球温暖化に代表される地球環境問題をはじめ、ヒートアイランド現象、大気汚染、騒音等による都市環境・生活環境の悪化など、環境問題が幅広く国民の関心事となっています。

そのような中、都市の緑の重要性が一層高まり、市民・事業者と行政の協働による脱温暖化や資源循環の具体的な取組みを着実に進めることが重要となっています。

都市の歴史や文化などへの関心の高まり

急速な都市化が終息に向かい、これまでの経済性、効率性、機能性を重視してきたまちづくりから、美しい町並みや良好な景観、都市の歴史や文化などへの関心が高まっています。

このような国民の関心の高まりの中で、平成16年に景観緑三法（景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律）が制定され、平成20年には歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）が制定されています。

地方分権の進展と市民参加・協働の推進

地方分権一括法の施行以来、地方分権の動きは拡大することが見込まれ、市町村の責務は大きくなっています。

同時に、大規模災害時における防災ボランティアや福祉分野におけるボランティア活動の活発化、自治会組織等の地域自治へのさらなる取組みなど、あらゆる場面で市民参加と協働の重要性が高まっています。また、増加する公益活動などを行う特定非営利活動法人（NPO）やいわゆる団塊世代の地域回帰は、新たな地域コミュニティの担い手として期待されています。

2. 今後の都市づくりに求められる方向性

都市を取り巻く時代潮流（社会経済情勢の変化）等を踏まえ、今後求められる都市づくりの方向性を以下に整理します。

集約型都市構造への再編

今後到来する人口減少・超高齢社会への対応や環境負荷の低減、都市運営コストの効率化等の観点からは、これまでの量的拡大を重視した都市づくりから質的充実を目指す都市づくりへと転換を図るとともに、「歩いて暮らせるコンパクトな集約型都市構造」への再編が求められます。

集約型都市構造とは、都市圏内の中心市街地及び主要な交通結節点周辺等を都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携することで、都市圏内の多くの人にとっての暮らしやすさと当該都市圏全体の持続的な発展を確保するという考え方です。

このような都市構造は、都市における社会経済活動の効率化、環境負荷の低減に寄与するものであり、今後、本市のまちづくりにおいても留意することが必要です。

環境と共生した都市づくり

環境問題への取組みは喫緊の課題であり、省エネ・省資源対策や都市における緑化の促進、自然環境・資源の保全が強く求められます。さらには、環境保全をキーワードとして地域の経済・社会システムを構築する、環境と共生した持続可能な都市づくり（将来の世代の利益や要求を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念に基づく持続可能性を持った都市づくり）が求められます。

安全で安心して暮らせる都市づくり

地震をはじめ今後予想される自然災害に備えた災害に強いまちづくりが望まれており、幅員が4mに満たない狭あい道路が残る市街地などでの防災機能の向上など災害に強いまちとして基盤施設の形成を図る必要があります。また、水害・土砂災害などの災害が発生する可能性が高い地域での新たな市街地形成の抑制や地域の実情に応じた防災対策など、住民が安心して安全に暮らせるように防災対策を積極的に講じる必要があります。

さらに国土交通省が定めた「ユニバーサルデザイン政策大綱」の考え方を踏まえ、今後、本市のまちづくりにおいても、超高齢社会の到来に伴い高齢者の安心・快適な生活を支援しつつ、若者から高齢者まで誰にとっても暮らしやすいまちを目指すユニバーサルデザインの都市づくりが求められます。

地域の個性や魅力を生かした都市づくり

美しい町並みなど良好な景観に関する国民の関心の高まりを受け、今後の都市づくりにおいては、都市の歴史や文化、自然などを生かした個性的で魅力あるまちづくりを進めることで、まち全体の質の向上へとつなげていくとともに、歴史的町並みや自然環境などの貴重な資源を次世代へと継承していくことが求められます。

厳しい財政状況下での都市活力の創出

今後の人口減少・超高齢社会の到来に伴い、年少人口及び生産年齢人口の減少が見込まれ、現在の財政状況が一層厳しい状況に陥ることが予想されます。

都市としての活力を維持し、持続的な発展を続けるためには、地域経済の基盤をより強固なものとして新たな産業機能の集積を進めるとともに、これまで都市の成長を支えてきた産業機能の維持とさらなる強化、新たなにぎわいを創出するような都市機能の誘導を図ることが必要です。また、高度経済成長期に整備したインフラ等の老朽化に対する対応や既存ストックの有効活用など、都市運営にかかるコストを抑制し、新たな財政負担を招くことのないような都市づくりが求められます。

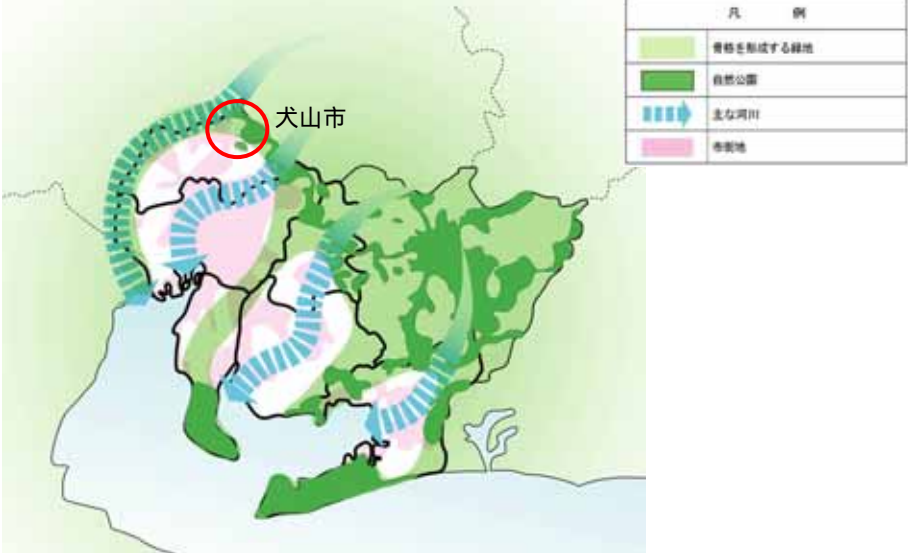
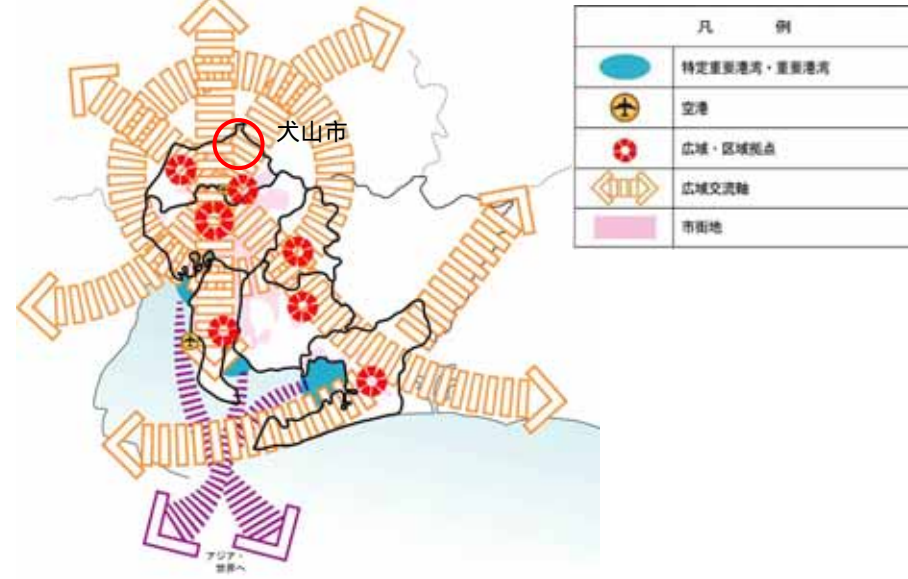
多様化する市民ニーズに応えるための都市づくりと仕組みづくり

地方分権の進展、あらゆる場面への市民参加や協働の広がりといった動きを背景に、今後の都市づくりにおいては市民と協働をより一層推進するとともに、市民との協働や参画という概念からさらに進んで、自立した市民による自主的なまちづくりの促進と支援という新たな仕組みづくりの検討が求められます。

3. 上位計画及び関連計画等の整理

(1) 上位計画

尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【愛知県】

| | |
|--------------------------|---|
| 構成市町 | 一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町 |
| 目標年次 | 平成 32 年 |
| 県全体の都市づくりの基本理念 | <p>優(やさ)しさと逞(たくま)しさ、ともに備えた都市をめざして</p> <p>- 人間・自然・産業が調和し多角的に発展する愛知の都市 -</p> |
| <p>基本理念が示す都市づくりのイメージ</p> | <p>自然の優しさに抱かれた、人への優しさを持った都市</p> <p>- 都市生活や産業活動を支える自然的環境インフラネットワーク形成 -</p>  <p>分担と連携が多様な交流を生み、それが活力・逞しさへとつながる都市</p> <p>- 広域交流軸の上に多様な都市機能が集積した拠点の形成 -</p>  |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>都市づくりの基本理念</p> | <p>豊かな水と緑の中で、広域交通体系をいかして 産業が力強く発展する都市づくり</p> |
| <p>尾張都市計画 将来都市構造のイメージ図</p> | |
| <p>都市づくりの目標 (本市に関連する内容を抜粋)</p> | <p>人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成に向けた目標 主要な鉄道駅の周辺にさまざまな都市機能を集積し、まちなか居住を促進します。高齢者をはじめとして誰もが暮らしやすい生活環境を確保することにより、多様な世代の交流とふれあいが生まれる居住空間の形成をめざします。</p> <p>都市機能の立地・誘導に向けた目標 暮らしやすさが確保された持続可能な都市を構築するため、公共交通結節機能などを有する犬山駅、江南駅、小牧駅、国府宮駅および岩倉駅の周辺を、都市活動を支える都市拠点として位置づけ、公共交通の利用者や地域の住民が利用できる都市機能の集積をめざします。</p> <p>広域交通体系および公共交通網構築に向けた目標 中部国際空港や名古屋港との連携を強化する広域交通体系や、それらを補完する幹線道路網の構築をめざします。区域拠点や都市拠点の連携を強化する道路など、主要な幹線道路網の充実をめざします。</p> <p>産業動向等を踏まえた工業系市街地の形成に向けた目標 主要な幹線道路の沿道など、物流の効率化が図られる地域、既に工場が集積している工業地の周辺に、新たな工業系市街地の形成をめざします。</p> <p>環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築に向けた目標 環境負荷が小さく、人と自然が共生する快適な都市を構築するため、木曽川、庄内川、五条川、内津川、日光川などの河川や木曽川沿いの大規模な公園、緑地、市街地周辺に広がる農地などを活用した自然的環境インフラネットワークを形成して、東部に広がる緑地空間と一体となった緑豊かで快適な都市をめざします。</p> |

| | |
|---------|--|
| 区域区分の方針 | <p>目標年次（平成 32 年）の尾張広域都市計画圏*の人口の規模</p> <ul style="list-style-type: none">・都市計画区域内人口：約 5,113 千人・市街化区域内人口：約 4,366 千人 <p>目標年次（平成 32 年）の尾張都市計画区域の市街化区域の規模</p> <ul style="list-style-type: none">・市街化区域面積：15,274 ha <p>平成 32 年の市街化区域面積は、平成 22 年の区域区分見直し時点における市街化区域面積であり、保留する人口フレームに対応する面積は含まれていません。</p> |
|---------|--|

* 尾張広域都市計画圏：尾張都市計画区域、名古屋都市計画区域、知多都市計画区域で構成

第5次犬山市総合計画【犬山市】

| | |
|-----------------|--|
| 策定年月 | 平成 23 年 3 月 |
| 計画期間 | 平成 23 (2011) 年度～平成 34 (2022) 年度 |
| 目指すまちの姿 | 人が輝き 地域と生きる “わ” のまち 犬山 |
| 人口の目標 (居住人口) | 77,000 人を目標し、目標人口を 80,000 人とします |
| 土地利用 | <p>生活交流ゾーン 市街化区域内の一団のまとまった都市的低・未利用地の活用や市街地での都市基盤の整備を優先的に行い、市民がより安全・快適に生活できる良好な住環境づくりを進めます。</p> <p>市内外から新たな定住を促進するための環境整備による市街地の充実と主要道路沿いを中心とした新たな土地利用の促進による市街地の拡大を図ります。</p> <p>水と緑の保全・活用ゾーン 健全な生態系が持続できるよう、新たな開発を避け、自然環境の保全に努めるとともに、既存の資源を活かした人と自然がふれあう空間としての活用を図ります。</p> <p>大規模農地の有効活用を促し、耕作放棄地の解消を図ります。</p> <p>自然共生ゾーン 優良な一団の田園地域や里山環境の保全に努め、“自然”と“人”とが共生する環境の維持を前提とします。その一方で、この環境を著しく損なうことのないよう、産業用地などの新たな土地利用を図るほか、里山に近接する既存の集落では、自然と調和した生活環境の充実を図ります。</p> <p><豊かさ向上軸の形成> 少子高齢化による社会構造の変化が進展するなか、まちの活力や市民の生活と心の豊かさの維持のため、3つのゾーン（生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、自然共生ゾーン）の特性を活かし、既存の社会資本ストックなどを活用した、効率的なまちづくりや持続可能なまちの発展に向けた土地利用が求められています。</p> <p>こうしたことから、さらなる豊かさをもたらす源を形成するため、人やものの交流空間であり、まちと市民に安全・安心をもたらし、新たな経済活動や生活文化活動を創造する上で大いなる可能性をもつ市内の主要道路を中心とした周辺部を豊かさ向上軸として設定します。</p> |



(2) 関連計画

政策指針 2010-2015【愛知県】

| | |
|------------------|--|
| 策定年月 | 平成 22 年 3 月 |
| 計画期間 | 2010 年（平成 22 年）から 2015 年（平成 27 年）の 6 年間 |
| 策定の趣旨 | 愛知県では、平成 18 年 3 月に、愛知の地域づくりの羅針盤として「新しい政策の指針」（目標年次：2015（平成 27）年）を策定し、「今を越え、さらに世界で輝く愛知づくり」を基本目標に地域づくりを進めてきましたが、社会経済情勢の大きな変化などを踏まえ、「新しい政策の指針」で掲げた基本目標や基本課題を全面的に見直し、地域づくりの新たな羅針盤として、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年までの 6 年間の戦略的・重点的な政策の方向を明らかにするものです。 |
| 地域づくりの視点 | 人・地域の「つながり・絆」 経済・環境の「持続可能性」 愛知・中部の「風格」 |
| 基本方針 | 安心、希望、そして風格ある愛知へ |
| 基本課題 | いのちを守る「安心・安全」の社会をつくる 誰もが「希望」を持って活動できる社会にする 「革新力」と「持続力」を持つ産業をつくる 地域まるごと「環境本位」の社会にする 知恵と感動、にぎわいを生む「魅力」ある愛知をつくる コミュニティから中部圏まで「地域力」と「連携力」を発揮する |
| 犬山市に関わる地域づくりの方向性 | <p>【北東尾張エリア】</p> <p>自然環境と調和した質の高いまちづくりを進めるとともに、学術研究開発機能、次世代モノづくり産業の力をさらに高め、創造性あふれた都市圏をめざす</p> <p><今後の取組方向></p> <p>あいち海上の森センターなどを中心とした里山林の整備・保全の推進や、愛・地球博記念公園の整備とともに、河川流域の総合治水対策、土砂災害対策の実施、流域下水道や公共下水道の整備やごみ焼却処理の広域化などにより、環境と共生し、安心・安全で質の高い生活環境の整備を図っていく。</p> <p>「知の拠点」の整備などにより、すでに集積の高い研究開発機能のさらなるレベルアップを図るとともに、それらを既存産業の高度化や次世代産業の創出につなげていく。</p> <p>航空機に関する研究開発施設の整備により、産学行政が連携した研究開発を推進するとともに、中小企業の参入支援など産業の裾野の拡大に取り組み、航空宇宙産業の振興を図っていく。</p> <p>県営名古屋空港の通勤・航空・ビジネス機の拠点化、名古屋圏の環状・放射状の道路ネットワーク整備など、広域アクセスを強化する一方、リニモ沿線地域づくりなどにより、コンパクトで魅力的なまちづくりを進めていく。</p> |

新しい都市計画の基本的方針【愛知県】

| | |
|------------|--|
| 策定年月 | 平成 19 年 10 月 |
| 計画の目的 | <p>人口減少・超高齢社会の到来、モータリゼーションの進展に伴う日常生活圏の拡大、中心市街地の空洞化などの都市構造の変化、地球温暖化をはじめとする環境問題の広まりなど、現在の都市を取り巻く状況は大きな転換期にあります。また、平成 18 年 5 月に都市計画法をはじめとする「まちづくり三法」の改正が行われました。</p> <p>愛知県では、こうした様々な社会経済情勢の変化に的確に対応し、本県の活力を高めるとともに、安全で住みやすいまちづくりを進めるため、中長期的な視点に立った都市計画（都市計画区域、都市計画区域マスタープラン及び土地利用計画）の見直しを平成 22 年度までに実施することとし、この見直しにあたっての基本的方針を「愛知県の新しい都市計画の枠組み構築に関する委員会」の提言を踏まえて策定しました。</p> |
| 基本理念 | <p>優しさと逞しさ、ともに備えた都市を目指して</p> <p>- 人間・自然・産業が調和し多目的に発展する愛知の都市 -</p> |
| 都市づくりの基本方向 | <p>(1)多様な価値観や多文化を受容するコミュニティを育む都市</p> <p>(2)都市機能が適切に分担・連携された都市</p> <p>(3)交流によるダイナミズムを生み出すモビリティの高い都市</p> <p>(4)高度で幅広い産業の集積が進む都市</p> <p>(5)都市活動と自然環境が調和した安全で快適な都市</p> |
| 都市計画区域の再編 | <p>都市計画区域の再編 20区域 6区域</p>  |

犬山市景観計画【犬山市】

| | |
|---------------------------|---|
| <p>策定年月日</p> | <p>平成 20 年 3 月</p> |
| <p>基本理念</p> | <p>世界にも誇り得る歴史と文化、そして豊かな自然や優れた眺望などの多様な資源を再認識するとともに、これまでと同じように、市民や事業者、NPOなどと行政が協働して、美しく守り、育み、さらには新たな資源を創出することで、地域に愛着と親しみを持ち、いつまでも暮らし続けていきたいと思えるようなまちづくり、景観づくりを目指します。</p> |
| <p>目標景観姿と 3 つの基本目標</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">世界に誇る歴史と、水と緑に彩られたまち 犬山</p> <p style="text-align: center;">「水と緑と歴史のまちを目指して」</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="background-color: #76b82a; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(1) 木曾の流れと里山の緑を 暮らしに取り込む景観づくり</p> </div> <div style="background-color: #8e6c39; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(2) 城の歴史と車山(やま)の文化が 暮らしを彩る景観づくり</p> </div> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px;"> <p>(3) 地域文化を生かした、歩いて楽しい、 にぎわいと安らぎのある景観づくり</p> </div> </div> </div> |
| <p>骨格をつくる景観要素</p> |  |
| <p>景観計画区域内の地域を構成するゾーン</p> |  |

図表 地域別・ゾーン別景観づくりのルール

| 地域・ゾーン | | 高さ | 形態・意匠 | | | |
|-------------|-------------|------------|---|---|--|---|
| ① 犬山城周辺地域 | 1. 城下町ゾーン | 13m | 壁面位置 | ・まちなみの連続性を崩さないよう、壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそろえる | | |
| | | | 屋根 | ・勾配屋根、切妻平入り、日本瓦葺き(黒色・銀鼠色)とする | | |
| | | | 外壁 | ・漆喰塗り、漆喰調、下見板張り、または木目調仕上げとする ・基調(各面概ね2/3以上を目安とする面積)となる色は、落ち着いた低彩度 ^{※1} のものを用いる | | |
| | | | 建具 | ・外壁や周囲の建築物と調和した色や素材の建具枠を用いる ・開口部には格子を用いる | | |
| | | | 門・塙 | ・建築物を道路境界から後退させて建築する場合は、道路に面する部分に周囲の建築物と調和した板塙などを設ける | | |
| | | | 設備機器 | ・空調の室外機などは、道路などから見えない位置に設ける やむを得ず設ける場合は、格子などで覆い、周囲の景観を阻害しないよう配慮する ・また、給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう配慮する | | |
| | 2. 駅西・商業ゾーン | 31m | 壁面位置 | ・まちなみの連続性を崩さないよう壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそろえる | | |
| | | | 屋根 | ・1階の軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設ける | | |
| | | | 外壁 | ・まちなみの連続性、統一性を崩さない形態・意匠とし、周囲の建築物と調和した色とする | | |
| 3. 木曾川河畔ゾーン | 20m | 設備機器 | ・空調の室外機などは、道路などから見えない位置に設ける やむを得ず設ける場合は、目隠し板などで覆い、周囲の景観を阻害しないよう配慮する ・また、給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう配慮する | | | |
| | | 駐車場 | ・建築物の前面に駐車場を設けない やむを得ず設ける場合は、格子戸や板塙を設けるなどして、まちなみの連続性を崩さないよう配慮する | | | |
| | | 屋根 | ・勾配屋根とする、または1階軒や最上階等の庇に勾配の飾り屋根を設ける | | | |
| | | 外壁 | ・周囲の建築物または犬山城やその周囲の自然景観に調和した色とする | | | |
| ② 市街地地域 | 1. 市街地ゾーン | - | 設備機器 | ・空調の室外機などは、道路などから見えない位置に設ける やむを得ず設ける場合は、目隠し板などで覆い、周囲の景観との調和に配慮する ・また、給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう配慮する | | |
| | | | 緑化 | ・敷地入口付近での緑化に努める ・工業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出する | | |
| | | | 駐車場 | ・工業系の建築物に付属する駐車場は、通りから見えない位置に設ける やむを得ず通りから見える位置に設置する場合は、駐車場の外周等で緑化等する ・立体駐車場の場合は、建築物の形態・意匠との調和に配慮する | | |
| | | | 屋根 外壁 | ・彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観との調和に配慮する ・仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いる | | |
| | 2. 田園集落ゾーン | - | 設備機器 | ・空調の室外機などは、道路などから見えない位置に設ける やむを得ず設ける場合は、目隠し板などで覆い、周囲の景観との調和に配慮する ・また、給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう配慮する | | |
| | | | 屋根 外壁 | ・彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観との調和に配慮する ・仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いる | | |
| | ③ 東部丘陵・里山地域 | 1. 栗栖裾野ゾーン | 10m | ➡ | 屋根 | ・勾配屋根とするよう努める ・彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観との調和に配慮する |
| | | 2. 栗栖集落ゾーン | 13m | | 外壁 | ・彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の自然景観との調和に配慮する |
| | | 3. 東部丘陵ゾーン | - | | 設備機器 | ・空調の室外機などは、道路などから見えない位置に設置する やむを得ず設ける場合は、目隠し板などで覆い、周囲の景観との調和に配慮する ・また、給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう配慮する |
| | | | | 緑化 | ・前面道路との境界には生垣を設けるなど、緑化に努める ・周囲の自然景観との調和に配慮して、敷地内に中高木を植栽する | |

※1 「低彩度」：マンセル表色系で、R(赤)及びYR(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、また、その他の色彩は、彩度を概ね2以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したもの。
ただし、漆喰などの地域の歴史文化を色濃く表す素材や意匠などを用いる場合はこの限りではない。

犬山市歴史的風致維持向上計画 【犬山市】

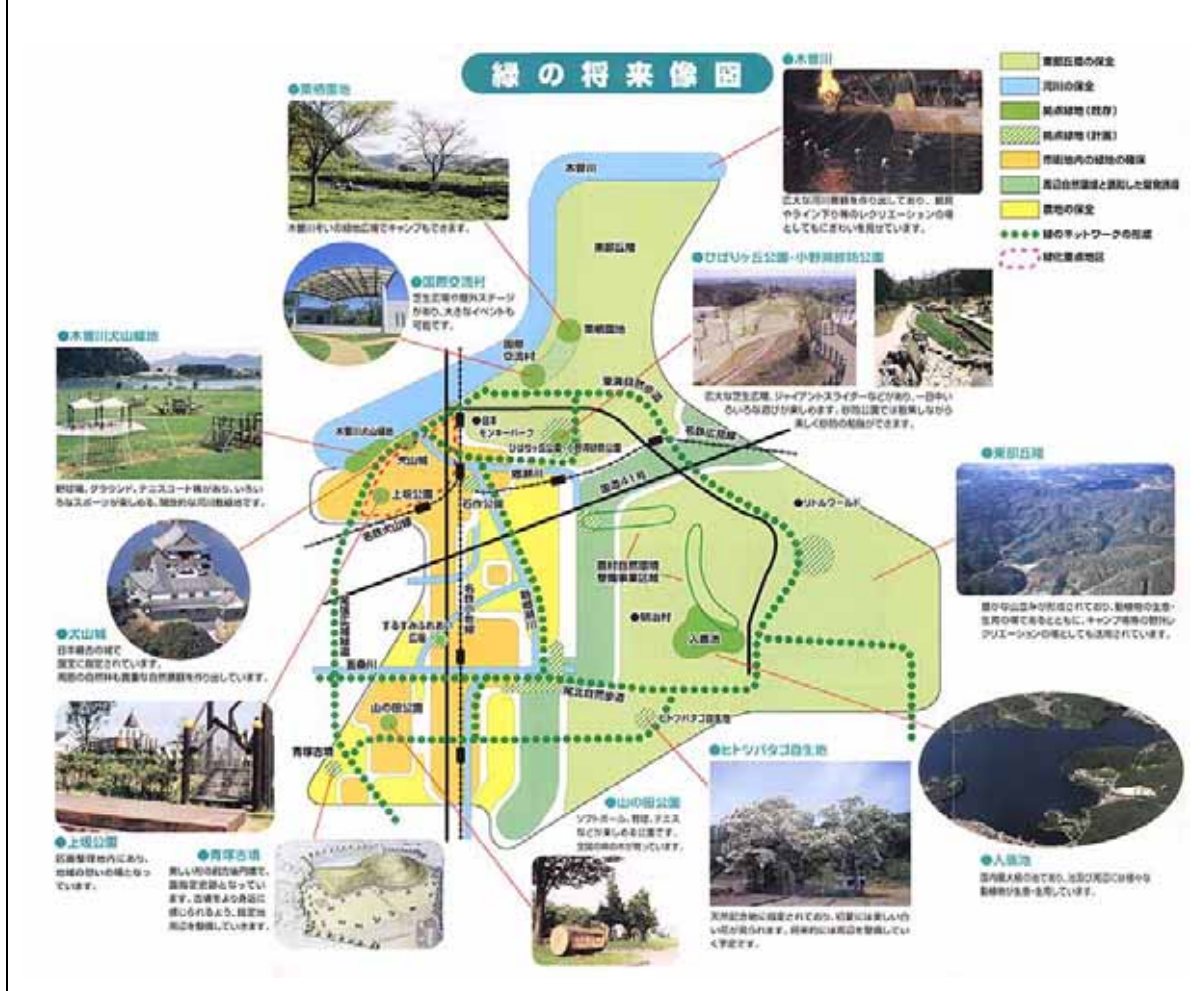
地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境（歴史的風致）の維持及び向上をすることを目的とした「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）が平成 20 年 5 月に制定され、それに基づき犬山固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために策定した計画

| 策定年月 | 平成 21 年 3 月 11 日認定（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣） | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|------|----------|-------------|---|--------|---|----|--|---------|------------|----------------------|--|
| 計画期間 | 平成 20 年度～平成 29 年度（10 年間）とする。 | | | | | | | | | | | | |
| 計画の概要 | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="text-align: center; background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px;">目的</div> <div style="text-align: center; background-color: #e8f5e9; padding: 5px;">犬山市が持つ歴史的風致の維持及び向上</div> <div style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;">犬山市の歴史的風致を取り巻く課題</div> <div style="padding: 5px;"> <p>ア. 歴史的建造物に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の除却について ・ 建物の改修について ・ 通常の維持管理について <p>イ. 歴史的町並みに関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 眺望景観について ・ 町並みについて ・ 公共施設について <p>ウ. 市民意識と伝統文化の担い手に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化の継承について ・ 市民意識の向上について </div> <div style="text-align: center; background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;">犬山市の維持及び向上に関する基本方針</div> <div style="padding: 5px;"> <p>ア. 文化財保護法に基づく継続的な取組みと資源の活用</p> <p>イ. まちづくりと連携した歴史的施設及び公共施設の保全</p> <p>ウ. 市民意識の向上と、歴史文化を継承する担い手の育成</p> <p>エ. 歴史的資源の新たな価値付け</p> <p>オ. 文化施設の充実</p> </div> <div style="text-align: center; background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;">↓</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px;">事業主体</th> <th style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px;">実現のための施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">文化財の所有者・管理者</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の日常の管理 ・ 一般開放への協力 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">市民・事業者</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風致の維持向上に向けた取組みへの参加 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">行政</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修景事業の推進 ・ 後継者育成についての各種支援 ・ 市民へ情報公開 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;">↓</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px;">重点区域の位置</th> <th style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px;">重点区域の範囲の設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">国宝犬山城及びその城下町を中心とした地域</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 犬山城下町を囲む「外堀」の範囲 ② 犬山市に存する名勝木曾川の範囲 ③ 犬山祭における車山などの運行経路の範囲 ④ 景観計画における規制の範囲 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;">↓</div> <div style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;">歴史的風致を維持及び向上するために必要な施設</div> <div style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 現存する道路、公園、歴史紹介施設などの公共施設 ② 歴史的風致を維持向上するために、新たに整備する道路・公園・駐車場などの公共施設 ③ 今後、発掘調査や史料文献調査から明らかになってくる歴史上存在した大手門や城門・櫓などの歴史的風致を形成する施設 </div> </div> | 事業主体 | 実現のための施策 | 文化財の所有者・管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の日常の管理 ・ 一般開放への協力 | 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風致の維持向上に向けた取組みへの参加 | 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 修景事業の推進 ・ 後継者育成についての各種支援 ・ 市民へ情報公開 | 重点区域の位置 | 重点区域の範囲の設定 | 国宝犬山城及びその城下町を中心とした地域 | <ul style="list-style-type: none"> ① 犬山城下町を囲む「外堀」の範囲 ② 犬山市に存する名勝木曾川の範囲 ③ 犬山祭における車山などの運行経路の範囲 ④ 景観計画における規制の範囲 |
| 事業主体 | 実現のための施策 | | | | | | | | | | | | |
| 文化財の所有者・管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の日常の管理 ・ 一般開放への協力 | | | | | | | | | | | | |
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風致の維持向上に向けた取組みへの参加 | | | | | | | | | | | | |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 修景事業の推進 ・ 後継者育成についての各種支援 ・ 市民へ情報公開 | | | | | | | | | | | | |
| 重点区域の位置 | 重点区域の範囲の設定 | | | | | | | | | | | | |
| 国宝犬山城及びその城下町を中心とした地域 | <ul style="list-style-type: none"> ① 犬山城下町を囲む「外堀」の範囲 ② 犬山市に存する名勝木曾川の範囲 ③ 犬山祭における車山などの運行経路の範囲 ④ 景観計画における規制の範囲 | | | | | | | | | | | | |

犬山市緑の基本計画【犬山市】

| | |
|------|---|
| 策定年月 | 平成 7 年 9 月 |
| 目標年次 | 平成 22 年 |
| テーマ | 自然・文化・ゆとりを育む みどりと水の観光都市、いぬやま |
| 基本方針 | 『自然』を育む緑～豊かな自然環境を育む緑の保全・育成 『文化』を育む緑～歴史、文化を守り育てる保全・育成、レクリエーション、文化活動の場となる緑の整備 『ゆとり』を育む緑～日常生活の快適性・安全性を育む緑の保全・整備 『緑のみち』～都市全体を結ぶ緑のネットワークの形成 |

緑の将来像図



犬山市環境基本計画【犬山市】

| | |
|--------------|---|
| 策定年月 | 平成 14 年 3 月 |
| 計画期間 | 平成 14 年度～平成 22 年度 |
| 将来環境像 | 里山の自然と暮らしが調和した 住み続けたいまち 犬山 |
| 分野別目標と基本的な施策 | <p>1 宝としての犬山の自然をどう守り育てていくか 美しい山野をより豊かにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の森づくり ・犬山市民財産指定制度 ・生きもの達のふるさとづくり <p>自然との共生を深めるシステムづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然的土地利用のつながり ・水の流れをつくる ・きれいな水を大切に守る ・市民の手による環境づくり <p>2 家庭内での話し合いによる生活環境の向上 家庭内からごみの減量に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制 ・ごみは宝の山（リサイクルの推進） ・廃棄物対策 ・ごみ減量に向けた意識の改革 <p>家庭内から水をきれいにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水対策 <p>3 住み続けたいと胸を張って言えるまち 歴史を生かし、文化的な活力あるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化を守る ・歴史・文化を知り、継承する <p>安全で楽しく歩けるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい道づくり ・安全な道づくり <p>緑が暮らしをはぐくむまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いこいの空間づくり ・自分たちが参加できる緑のまちづくり <p>4 青い空とおいしい水を子どもたちに 交通システムの再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制・制度的手法 ・自動車代替手段利用の促進 ・生活・ビジネススタイルの変革 <p>犬山市から二酸化炭素を減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネにより二酸化炭素を減らす ・二酸化炭素吸収源の拡大 <p>自然エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの活用 <p>地球の命、水を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な水利用の推進 ・有害化学物質から水を守る |